

る。

第四章 申告並びに申請

第五十七條 地方税法施行規則第四條第一項及び第二項の規定による申告は、別記第十九號様式によらなければならない。

第五十八條 地方税法施行規則第四條第四項の規定による届け出は、別記第二十號様式によらなければならない。

第五十九條 個人又は營利法人が營業を開始、譲渡及び廢止又は設立、合併及び解散したときは、その事由を記載した申告書を別記第二十二號様式により直ちに知事又は所轄地方事務所長に提出しなければならない。

第六十條 鑛區税、船舶税、自動車税、軌道税、電話加入権税、電柱税、不動産取得税、漁業権税、狩獵者税、電氣税、(電氣事業者から供給を受ける電氣に對するものを除く。)木材引取税及びラヂオ税の納税義務者は、納税義務發生の日から五日以内別記第二十三號様式

乃至第三十三號様式により、鑛區、砂鑛區、軌道、電話機、電柱、不動産、漁場及びラヂオ聴取機の所在地、船舶、自動車及び木材の主たる定置場、定置場又は生産地、狩獵免許の等級、電氣の使用地、納税義務者の住所その他必要事項を記載した申告書を、知事又は所轄地方事務所長に提出しなければならない。

第六十一條 入湯税の特別徴收義務者は入湯の人員、自敷及び税金額を記載した毎月の申告書を翌月五日までに知事又は所轄地方事務所長に提出しなければならない。但し、經營を廢止した場合においては直ちにこれを提出しなければならない。

第六十二條 電氣税の特別徴收義務者は、電氣料金額及び税金額を記載した毎月の申告書を翌月十日までに知事に提出しなければならない。

第六十三條 地方税法第二十條第一項の規定により異議

の申立をしようとする者は、違法又は錯誤があると認めらるる要点及び理由、異議申立人の職業、住所及び年齢を記載し、これに署名、捺印した申立書及び證據書類を知事に提出しなければならない。

第六十四條 第五十五條の規定により納税の延期を受けようとする者は、その事由を記載して納税期内に知事に申請しなければならない。

第六十五條 誤納若しくは納付後における減免又は地方税法第三十六條の規定の適用により拂込み税金に過納金があるときは、別記第三十四號様式による過納金還付申請書を、税金を納付したことを證する書類を添付して、知事又は所轄地方事務所長に提出しなければならない。

第六十六條 地方税法第三十二條の規定による納税管理人の設定又は變更に關する申告書は、別記第三十五號様式により提出しなければならない。

第五章 補則

第六十七條 詐偽その他不正の行為により縣税を連脱し

た者は、連脱した金額の五倍に相當する金額(その金額が十圓未満のときは十圓)の過料に處する。但し連脱の事實を申立てた者に對しては、これを減免することができらる。

左の各號の一に該當する者は、二千圓以下の過料に處する。

- 一 地方税法施行令、同法施行規則及びこの條例に定めらるる申告をなす事又は虚偽の申告をした者
- 二 地方税法及びこの條例の規定により縣又は市町村の吏員の行方検査を拒み、妨げ又は虚偽の申立をした者
- 三 前二號の外この條例に違反した者

第六十八條 納税義務者及び特別徴收義務者は、その代表者、代理人又は使用人、その他の従業者が前條の規定に該當する行為をしたときにおいても、前條の過料を徴せらるることではない。

第六十九條 地方税法第八十二條第二項の規定により臨檢又は検査をする吏員は、別記第三十六號様式によ

る検査證を携帯しなければならない。

前項の吏員が臨検又は検査をするときは、納税義務者若しくは特別徴收義務者又はその代表者若しくは代理人は、これに立會しなければならない。

第七十條 地方税法、同法施行令、同法施行規則及びこの條例により、知事又は地方事務所に提出する書類はすべて所轄市町村長を経由しなければならない。

第七十一條 この條例に規定するものを除く外、この條例の執行について必要な事項は、知事においてこれを定める。

第六章 附、則

第七十二條 この條例は公布の日からこれを施行する。

第七十三條 この條例は、昭和二十二年年度の縣稅（法人に對する營業稅については、昭和二十二年四月一日以後に終了する事業年度分又は同日以後における合併若しくは解散による分。）からこれを適用する。但し、入湯稅については、この條例公布の日からこれを適用する。

第七十四條 昭和二十一年度分以前の縣稅については

なお従前の規定による。

第七十五條 昭和十五年鳥取縣條例第五號鳥取縣稅賦課徵收條例及び昭和二十二年鳥取縣條例第十號臨時鳥取縣稅賦課徵收條例、昭和十五年鳥取縣條例第六號鳥取縣稅賦課徵收條例施行規則は、これを廢止する。

第七十六條 従前の規定により届け出、申告並びに申請をしたものは、この條例に抵触しない限り、この條例により申告したものとみなす。

第七十七條 徵稅命令書、徵稅令書、徵稅傳令書及び督促狀その他の用紙は、この條例の規定にかゝらず、當分の間なお従前の規定による様式のものを使用することが出来る。

第七十八條 昭和二十三年度分にして定期に賦課すべき左の縣稅は、第八條の規定にかゝらず、左に掲げる賦課期日及び納期によりこれを賦課徵收する。

稅目	賦課期日	納期
地租		七月二十日より同月末日限り
家屋稅		八月二十日より同月末日限り

營業稅 九月二十日より同月末日限り

礦區稅 二月二十日より同月二十八日限り

船舶稅 七月二十日より同月末日限り

自動車稅 七月二十日より同月末日限り

軌道稅 七月二十日より同月末日限り

電話加入權稅 七月二十日より同月末日限り

電柱稅 七月二十日より同月末日限り

漁業權稅 七月二十日より同月末日限り

ラヂオ稅 十一月二十日より同月末日限り

縣税の賦課期日、課税標準、賦課率又は賦課定額、納期及び納税地

税目	税										課税標準	賦課率又は賦課定額	納期	納税地		
	都市計画税	ラヂオ税	引取税	木取税	電氣料	入湯税	狩獵者税	漁業権税	電柱税	電話加入税					軌道税	自動車税
都市計画税	ラヂオ税	引取税	木取税	電氣料	入湯税	狩獵者税	漁業権税	電柱税	電話加入税	軌道税	自動車税	船舶税	鑛區税	營業税	家屋税	地租
四月一日	四月一日	検査を受ける日	鳥取県用材検査規則による検査を受けた日	毎月一日	入湯の日	狩獵免許の日	四月一日	四月一日	四月一日	四月一日	四月一日	四月一日	十一月一日	個人、法人の各事業年度の清算純益及び前年の營業純益	六月一日	四月一日
ラヂオ聴取機の數	ラヂオ聴取機の數	検査を受けた素材の石の數	鳥取県用材検査規則による検査を受けた素材の石の數	電氣料金の支拂日	入湯の日數	狩獵免許の數	漁業権の取得価格	電柱の數	電話加入の權の取得日	軌道の延長	自動車の取得価格	船舶の取得価格	鑛區及び鑛區の面積又は延長	法人の各事業年度の清算純益及び個人、前年の營業純益	家屋賃貸價格	土地賃貸價格
年税	年税	臨時税	臨時税	月税	日税	臨時税	年税	年税	臨時税	年税	臨時税	臨時税	年税	年税	年税	年税
別に定める條例による	ラヂオ聴取機一臺につき	素材一石につき	素材一石につき	電氣料金の百分の五	入湯一日につき	狩獵免許一等のもの一免許につき 同 二等のもの 同 三等のもの	漁業権の取得価格の千分の三十五 特別漁業評定賃貸價格の百分の十五	電柱の數	電話加入の權の取得日	軌道の延長一米につき	自動車の取得価格の千分の二十五	船舶の取得価格の千分の二十五	鑛區面積千坪毎に二圓 採掘鑛區面積千坪毎に四圓 砂鑛區河床に非ざるもの面積千坪毎に二圓 蒸汽船及び發動機船總噸數一噸につき七圓 その他	營業純益又は清算純益の百分の九、〇	賃貸價格の百分の二五、二	宅の土地 賃貸價格の百分の一四、四 その他の土地 同 百分の四三、二
二月二十日	四月二十日	その都度定める	その都度定める	毎月二十日	入湯の日	その都度定める	四月二十日	四月二十日	四月二十日	四月二十日	四月二十日	四月二十日	十一月二十日	個人に對する分 法人に對する分 地方税法第七條の規定による分 その他	五月二十日	五月二十日
納税地	ラヂオ聴取機の所在地	木材の生産地	木材の生産地	電氣料金の支拂地	浴場所在地	狩獵者住所	漁場の主たる所在地	電柱の所在地	電話機の所在地	軌道の所在地	主たる定置場の所在地	主たる定置場の所在地	鑛區又は砂鑛區の主たる所在地	縣内の主たる營業所	家屋の所在地	土地の所在地

鳥取縣稅賦課徵收條例別記様式

第一號様式

用紙寸法 縦十八糎 横十一糎

(表) 徵稅命令書

第 一 號	第 二 號	第 三 號	第 四 號	第 五 號	第 六 號	第 七 號	第 八 號	第 九 號	第 十 號	第 十 一 號	第 十 二 號	第 十 三 號	第 十 四 號	第 十 五 號	第 十 六 號	第 十 七 號	第 十 八 號	第 十 九 號	第 二 十 號	
昭 和	年 度	縣	郡	市 (町) (村)	納 稅 期 分	納 稅 期 日 限	納 稅 月 日 限	納 稅 日 限	納 稅 日 限	納 稅 日 限	納 稅 日 限	納 稅 日 限	納 稅 日 限	納 稅 日 限	納 稅 日 限	納 稅 日 限	納 稅 日 限	納 稅 日 限	納 稅 日 限	納 稅 日 限
一 金																				

右金額徵收の上鳥取縣本署の金庫に納付せられたる  
 昭和 年 月 日  
 知 事 (地方事務所長) 氏 名 印

備考 一、目毎に作成すること。  
二、細目は別紙とすること。

第二號様式

用紙寸法 縦十八糎 横十一糎

増(減)額命令書

第 一 號	第 二 號	第 三 號	第 四 號	第 五 號	第 六 號	第 七 號	第 八 號	第 九 號	第 十 號	第 十 一 號	第 十 二 號	第 十 三 號	第 十 四 號	第 十 五 號	第 十 六 號	第 十 七 號	第 十 八 號	第 十 九 號	第 二 十 號	
昭 和	年 度	縣	郡	市 (町) (村)	納 稅 期 分	納 稅 期 日 限	納 稅 日 限	納 稅 日 限	納 稅 日 限	納 稅 日 限	納 稅 日 限	納 稅 日 限	納 稅 日 限	納 稅 日 限	納 稅 日 限	納 稅 日 限	納 稅 日 限	納 稅 日 限	納 稅 日 限	納 稅 日 限
一 金																				

右増(減)額する  
 昭和 年 月 日 徵稅命令書第 號の内  
 知 事 (地方事務所長) 氏 名 印



第七號様式 用紙寸法 縦十八種 横十一種のもの三枚接續

第 號	昭和 年度 縣	稅 和 年 月 分
右納付します	昭 和 年 月 日	住 所 營業所在地
(特別徴收義務者)	鳥 取 縣 本 金 庫 印	(名稱及び代表者氏名)
領收印	昭 和 年 月 日 領收済	
第 號	昭和 年度 縣	稅 和 年 月 分
昭 和 年 月 日 領收済	鳥 取 縣 本 金 庫 印	
領收印	昭 和 年 月 日 領收済	
第 號	昭和 年度 縣	稅 和 年 月 分
昭 和 年 月 日 領收	鳥 取 縣 本 金 庫 印	
領收印	昭 和 年 月 日 領收	

第八號様式 用紙美濃半紙

昭 和 年 度 期分縣稅	稅 滯 納 報 告 (郡市)	村 長 氏 名 印
昭 和 年 月 日	郡 (市)	村 長 氏 名 印
知 事 (地方事務所長) 宛		
賦課額	徵收濟額	人員差引額
員人	員人	員人
金庫へ拂込濟額	收入役手許保管額	
圓	圓	
督 促 狀 發 付 日 期 指 定 日 限 定 日 納 金 額 延 滯 金	督 促 狀 發 付 日 期 指 定 日 限 定 日 納 金 額 延 滯 金	督 促 狀 發 付 日 期 指 定 日 限 定 日 納 金 額 延 滯 金
延滯金	延滯金	延滯金
自 日 至 日	自 日 至 日	自 日 至 日
日 分	日 分	日 分
住 所 氏 名 末 額 分 處	住 所 氏 名 末 額 分 處	住 所 氏 名 末 額 分 處

備考 各税目毎に計をすること。

第九號様式 (用紙官製はがき又は私製はがき)

第 號	昭和 年度 縣	稅 和 年 月 日
所定日	昭 和 年 月 日	
賦課日	三〇〇	
納期限の翌日より税金百圓につき一日四錢の割合による金額。但し督促状の指定期限迄に税金及び督促手数料を完納するときは延滞金を徴收しない。		
延滞金		
手 數 料		
督 促 料		
稅 金 納 入		
縣 稅		
第 號	昭和 年度 縣	稅 和 年 月 日

右 月 日までに税金及び督促手数料を知事(地方事務所長)に納付して下さい。若し右期限迄に税金及び督促手数料を完納しないときは直ちに財産差押處分を行います

昭 和 年 月 日 事 氏 名 印 (地方事務所長)

第十號様式 用紙厚紙縦八種 横五種

表 第 號

縣稅滯納者	鳥 取 縣 印
財產差押證票	

第十號様式 用紙半紙半截

裏 昭 和 年 月 日 交付 職 名 氏 名

縣稅滯納處分による差押物件封緘 滯納處分執行吏員の印

注意 此の封印を損壊したときは二年以下の懲役又は三百圓以下の罰金に處せられる

差 押 調 査 書	滯 納 金 額 内 譯
差 押 者 住 所 氏 名	年 度 稅 目 稅 額
差 押 財 產 内 表 示	督 促 延 滯 金 備
右 差 押 財 產 内 表 示	手 數 料 金
通 計 金 額	計 算 期 間 考
つき 昭 和 年 月 日	
差 押 前 記 財 產 年 納 金	
差 押 後 記 財 產 年 納 金	
昭 和 年 月 日	
調 査 書 作 成 日	
鳥 取 縣 印	
立 會 人 住 所 氏 名 印	
鳥 取 縣 印	

この調書の謄本を受領致します  
上記の差押物件を保管致します  
昭 和 年 月 日 住 所 氏 名 印



第十七號様式 用紙半紙

計	収入金額	支出金額
	種目	種目
	金額	金額
	圓	圓
計		

右の通りです

昭和 年 月 日

知 (地方事務所長) 事 氏 名 印

滞納者 氏 名 宛

第十八號様式 用紙半紙

公 告

一、送達する書類の表示 (別紙貼付の通り)

右書類の送達に當り (理由) によりこれを公告する

昭和 年 月 日

知 (地方事務所長)  
(市 町 村 長)

備考

一、左側餘白へ送達する書類又はその寫を貼付すること

第十九號様式

昭和 年分營業純益金額申告書

營業所の營業所の營業の收入必要純益額	所在地名	種稱	類金	額經	費純益額	備考	現住所 (本店所在地)	電話番號	局番	氏名	氏名
							本籍地	氏名	氏名		

第二十號様式

昭和 年分營業純益金額届書	昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで	營業の種類	營業所所在地	三、名 稱	四、事業年度又は年別區分	五、純益總額	六、島取縣内營業所毎の純益
							營業所の營業の收入必要純益額
							備考

右地方税法施行規則第四條第四項の規定により届けます

昭和 年 月 日

知 (地方事務所長) 事 宛 代表者氏名印

備考

一、法人の場合は財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は清算若しくは合併に関する計算書を添付すること。

二、清算純益の場合は第四の欄に合併又は解散の日を記載すること。

三、收入、経費欄は昭和二十二年四月一日内務省告示第八十五號により記載すること。

第二十一號様式

營業に関する申告

- 一、營業所の所在地
- 二、名 稱
- 三、營業の種類及び種目
- 四、營業の開始、承継、廢止

右申告致します

昭和 年 月 日

知 (地方事務所長) 事 宛 營業所の所在地又は住所氏名 又は名稱代表者氏名 印

備考

- 一、二ヶ所以上營業所を有するものにあつては、營業所別に記載した内譯書を添付すること。
- 二、法人の場合は定款、財産目録、貸借對照表を添付すること。

第二十二號様式

鑛業權取得申告書

- 一、登録年月日及び登録番號
- 二、鑛區の名稱
- 三、鑛區の位置及び種類
- 四、鑛區總面積及び市町村別内譯面積
- 五、權利者住所氏名
- 六、代表者住所氏名

右鑛業權取得につき申告致します

昭和 年 月 日

知事宛  
 (地方事務所長)  
 住所  
 氏名  
 名印

備考 鑛業權移轉の場合は、本様式に準じて新舊鑛業權者連署すること。

第二十三號様式

船舶に關する申告

- 一、船種 船名
- 二、船籍番號並びに登録年月日
- 三、總噸數
- 四、船籍 港
- 五、主たる定繋場
- 六、所有年月日及び新造又は買受け等の別
- 七、取得價格

右申告致します

昭和 年 月 日

知事宛  
 (地方事務所長)  
 住所  
 氏名  
 名印

備考一、申告書には船籍證書寫を添付すること。

二、申告事項及び納稅義務者の異動並びに納稅義務が消滅したときは、この申告書に準じて申告すること。

第二十四號様式

自動車に關する申告

- 一、自動車の種別
- 二、用途
- 三、車輛番號並びに使用許可年月日
- 四、主たる定置場
- 五、定員
- 六、貨物積載量
- 七、車輪數
- 八、取得價格及び取得年月日

右申告致します

昭和 年 月 日

知事宛  
 (地方事務所長)  
 住所  
 氏名  
 名印

備考 一、自動車の種別は普通自動車(客車、貨物車) 特殊自動車、小型自動車、二輪車、三輪車、四輪車(兼用)

第二十五號様式

軌道に關する申告

- 一、主たる營業所又は事務所の所在地及び名稱
- 二、軌道の總延長
- 三、線路の起終点地
- 四、運輸開始の年月日

右申告致します

昭和 年 月 日

知事宛  
 (地方事務所長)  
 住所  
 氏名  
 名印

備考 一、申告事項及び納稅義務者の異動並びに納稅義務が消滅したときは、この申告書に準じて申告すること。

第二十六號様式

電話加入権に関する申告

- 一、局名及び等級
- 二、電話番号
- 三、電話機の所在地
- 四、事務用、住宅用及び單獨加入、共同加入の別
- 五、加入又は繼續年月日

右申告致します

昭和 年 月 日

住所

氏名印

知事宛  
(地方事務所長)

備考

一、申告事項及び納税義務者の異動並びに納税義務が消滅したときは、この申告書に準じて申告すること。

第二十七號様式

電柱に関する申告

一、電柱建設年月日

二、電柱の種類並びに員数

三、電柱建設地

右申告致します

昭和 年 月 日

住所

氏名印

知事宛  
(地方事務所長)

備考

一、電柱の種類及び員数は鐵塔、木柱同支柱及び鐵柱等に区分した員数を記載すること。

二、電柱建設地郡市町村大字地番を記載すること。

三、事業經營者は法人なるときは、その代表者名をもつて申告すること。

第二十八號様式

不動産の取得に関する申告

一、不動産の所在地

二、不動産の種類並びに員数

三、不動産の價格

四、不動産取得原因及び取得年月日

右申告致します

昭和 年 月 日

住所

氏名印

知事宛  
(地方事務所長)

備考

一、不動産所在地は郡、市、町、村大字、字、番地を記載すること。

二、不動産の種類並びに員数は、土地にあつては地目及び反則(宅地は坪數)家屋にあつては、構造、用途及び坪數を記載すること。

三、不動産取得の原因が繼承なる場合にあつては、舊所有者の住所氏名、増築、改築の場合にあつては増築前の構造及び坪數を記載すること。

第二十九號様式

漁業権に関する申告

一、漁業権の種類

二、漁場の種類

三、免許番號及び免許年月日

四、漁場の所在地及び漁場の面積

五、漁獲高

六、必要經費

七、漁業權賃貸料

八、取得價格

九、組合員數

右申告致します

昭和 年 月 日

住所

氏名印

知事宛  
(地方事務所長)

備考

一、漁業権の種類は定置漁業、區劃漁業、専用漁業特別漁業の別を記載すること。

二、漁場の種類は海面、河川、湖沼の別を記載すること。

三、漁獲高は捕漁、採藻、採介の一年間推計合計を記載すること。

四、必要経費は漁具、漁船等の修繕費、餌料、餌料、漁夫の給料食費及び燃料等の一年間の費用推計金額を記載すること。

五、漁業権の賃貸料は一年間の賃貸料を記載すること。

六、組合員数は漁業権者が組合なる場合記載すること。  
七、申告事項及び納税義務者の異動並びに納税義務消滅したときは、この申告書に準じ申告すること。

第三十號様式

狩獵免許に關する申告

一、免許の等級及び種類

一、免許年月日

右申告致します

昭和 年 月 日

住所

氏名

名印

知事宛  
(地方事務所長)

第三十一號様式

電氣に關する申告

一、定額及び従量電燈の燈數又は電氣使用量

二、電氣の使用地

右申告致します

昭和 年 月 日

住所

氏名

名印

知事宛  
(地方事務所長)

備考

一、定額電燈の燈數は燭光別に記載すること。

二、申告事項及び納税義務者の異動並びに納税義務が消滅したときは、この申告書に準じて申告すること。

第三十二號様式

木材引取に關する申告

一、原木生産地

二、樹種別

三、使用の目的

四、検査年月日及び場所

五、石 數

右申告致します

昭和 年 月 日

住所

氏名

名印

知事宛  
(地方事務所長)

第三十三號様式

ラヂオ聴取機に關する申告

一、臺 數

二、ラヂオ聴取機の所在地

三、放送局登録年月日

右申告致します

昭和 年 月 日

住所

氏名

名印

知事宛  
(地方事務所長)

第三十四號様式

還納金還付申請

一、還付申請額

二、納付年月日及び納付先

三、還付を受けんとする理由

右申請致します

昭和 年 月 日

住所

氏名

名印

知事宛  
(地方事務所長)

備考

一、この申請書には別紙内譯書を添付すること。

縣稅過納金還付申請額内譯書

年度	期別	稅目	既納額	正當額	差引	納稅者	備考
			圓	圓	圓	住所氏名	

第三十五號様式

納税管理人設定(變更)申告

一、管理人の住所氏名

(變更の場合は新舊管理人の住所氏名)

二、管理する縣稅の種類及び納稅地

(變更の場合は新舊縣稅の種類又は納稅地)

三、設定(變更)年月日

右申告致します

昭和 年 月 日

住所

氏名印

知事 (地方事務所長) 事宛

第三十六號様式

縦七種 横四種八耗

第 號

縣稅檢査章

所屬廳名

職氏名

昭和 年 月 日交付

鳥取縣國

裏面

表面

鳥取縣條例第二十一號

昭和二十一年十月鳥取縣條例第十六號鳥取縣縣民稅賦課徵收條例の一部を次のように改正する。

昭和二十二年七月公布

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣縣民稅賦課徵收條例中改正條例

第二條 神社、寺院及び教會に對しては縣民稅を免除する。

第四條中「六十圓」を「百二十圓」に、「第四十八條ノ二」を「第四十五條に」に改める。

第五條中「前年度一月一日」を「七月一日」に、「一月末日」を「七月末日」に改める。

第七條中第四號を次のように改め第五號を削る。

四 所得稅(源泉徵收のものを除く) 法人營業稅附賦課總額の百分の三十

第十二條第一項を次のように改める。

第七條の家屋稅額及び地租額はその年度分の調定額、所得稅額(源泉徵收のものを除く)は前年度分の調定

額、法人營業稅額は算定期日現在における最近一年間の調定額による。

同條第三項中「前年度縣民稅の賦課期日」を「算定期日」に改める。

第十四條 縣民稅の一納稅義務者に對する最低賦課額は三十圓、最高賦課額は法人にあつては三萬圓、個人にあつては左に掲げる金額とする。

- 所得額十萬圓未満のもの 三千五百圓
- 同 三十萬圓未満のもの 八千圓
- 同 五十萬圓未満のもの 一萬二千二百圓
- 同 七十萬圓未満のもの 一萬五千八百圓
- 同 百萬圓未満のもの 二萬一千三百圓
- 同 百萬圓以上のもの 三萬圓

附 則

この條例は公布の日から、これを施行する。

昭和二十二年度分限り第四條中「百二十圓」とあるのは「百八十圓」に、第五條中「七月」とあるのは「八月」



同、一五 同 同 田中豊  
同 一六 同 同 田中豊利  
同 五一 同 返納 同 同 岸田 茂

◇鳥取縣告示第二百九十四號

昭和二十二年七月三日次のように定置漁業を免許した。

昭和二十二年七月八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一、免許番號 第六一〇號
- 二、免許年月日 昭和二十二年七月三日
- 三、漁業權者 岩美郡浦富町大字浦富二五三九ノ一五 浦富町漁業會
- 四、漁場の位置 岩美郡浦富町大字牧谷地先
- 五、漁業種類名稱 定置漁業臺網類漁業かます網戸網
- 六、漁獲物の種類 かます、とびうを、しろいか (方言)
- 七、漁業の時期 自四月一日 至六月三十日
- 八、漁業權存續期間 自昭和二十二年七月三日 至昭和二十三年七月二日
- 九、條件又は制限 知事必要ありと認めたるときは既に與えた免許を取消し又は條件制限を與ふることがある

◇鳥取縣告示第二百九十七號

昭和二十二年四月農林省令第二十八號鮮魚介配給規則第九條並第十六條の規定により次のように定め公布の日からこれを施行する。

昭和二十二年七月八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一、鮮魚介配給規則(以下規則という)第九條但書第一項の規定により漁業者が自家用消費にあて得る限度はこれを一日壹貫匁と定める。
- 二、規則第十六條但書第一項の規定により消費地域に搬入するもの、限度は、これを一日壹貫匁と定める。但し公認出荷機關の發行せる水産物持出證明書を所持するものに限る。

◇鳥取縣告示第二百九十八號

物價統制令第五條第一項の規定により鳥取縣産陶器の販賣價格の統制額を次のように認可する。

昭和二十二年七月八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

<p>◇鳥取縣告示第二百九十五號 家畜傳染病豫防法第七條の規定に依り左の區域内に飼養せられる生後三ヶ月以上の畜牛に對し氣腫疽豫防の注射を施行するから、當該畜牛の所有者又は管理者は所定の日時及び場所にて畜牛を牽付け注射を受けなければならぬ。</p>	
昭和二十二年七月八日	鳥取縣知事 西 尾 愛 治
注射月日	注射區域 注射場所 豫定頭數 牽付時刻
七月十一日	山上村一圓 山上村 三〇〇頭 自八時
七月十二日	同上 同上 同上 至十二時
<p>◇鳥取縣告示第二百九十六號 昭和二十二年三月鳥取縣告示第九號鳥取縣連合國進駐軍接收土地建物其の他評價委員會規程中次のように改正し公布の日から之を施行する。</p>	
昭和二十二年七月八日	鳥取縣知事 西 尾 愛 治
<p>第三條中「内務部長」を「總務部長」に改める。</p>	
<p>一、認可を申請した者 東伯郡倉吉町河原町 鳥取縣製陶工業協同組合 理事長 森 田 利 基</p>	
二、認可した價格等の類	生産者販賣、販賣業者販賣
品 種 規 格	尺 品 質 價格の統制額 價格の統制額
かまど(六升)外徑一、四〇	素焼 三七、八〇 五三、〇〇
同(五升)	一、三〇 同 三三、四〇 四五、三〇
同(四升)	一、二〇 同 二七、〇〇 三七、三〇
同(三升)	一、一〇 同 二一、六〇 三〇、二〇
同(二升)	一、〇〇 同 一六、二〇 二二、六〇
同(一升半)	〇、九〇 同 一〇、八〇 一五、〇〇
大和風呂 外徑〇、八三	同 一六、二〇 二二、六〇
同	〇、七五 同 一二、六〇 一七、六〇
火消壺 外徑一、〇〇	同 二六、一〇 三六、五〇
同	〇、八〇 同 二二、六〇 三〇、二〇
炮烙(大) 外徑一、二〇	同 一一、六〇 一七、六〇
同(中)	一、〇〇 同 九、〇〇 一二、六〇

同 (小)	〇、八〇	同	七、二〇	一〇、〇〇	同	二〇、七〇	同	四三、二〇	六〇、〇〇
煨爐上置	外徑〇、九〇 高さ〇、三〇	同	一〇、〇〇	一四、〇〇	同	二〇、六〇	同	三四、〇〇	四七、五〇
同	〇、八〇	同	八、〇〇	一一、二〇	同	二〇、五〇	同	二七、〇〇	三七、八〇
こまいり	長〇、三二	同	四、五〇	六、三〇	同	二〇、四〇	同	二、六〇	三〇、〇〇
すびつ	外徑一、一〇 高〇、七三	同	四三、〇〇	六〇、〇〇	同	二〇、三〇	同	一八、〇〇	二五、二〇
またあぶり (大)	外徑〇、八〇 高〇、七〇	同	三九、六〇	五五、四〇	同	二〇、〇〇	同	一、〇〇	二五、二〇
同 (小)	〇、六〇	同	二六、六〇	三七、二〇	同	二〇、〇〇	同	二、〇〇	二五、二〇
煨爐さな (大)	徑〇、四五	同	〇、七五	一、〇〇	同	二〇、〇〇	同	二八〇、〇〇	三九〇、〇〇
同 (小)	〇、三五	同	〇、六〇	〇、八五	同	二〇、〇〇	同	二二五、〇〇	三三〇、〇〇
煉炭用通風器	外徑〇、四〇	同	一、六〇	二、二五	同	二〇、〇〇	同	二二五、〇〇	三三〇、〇〇
大和ごたつ	外徑〇、六五 高〇、三〇	同	七、二〇	一〇、〇〇	同	二〇、〇〇	同	二二五、〇〇	三三〇、〇〇
大和ごたつ	縦横〇、八〇 高〇、八〇	同	三五、〇〇	四八、〇〇	同	二〇、〇〇	同	二二五、〇〇	三三〇、〇〇
陶管	内徑一、〇〇 長二、〇〇	本焼	八〇、〇〇	一一〇、〇〇	同	二〇、〇〇	同	二二五、〇〇	三三〇、〇〇
同	二、〇〇	同	五四、〇〇	七五、〇〇	同	二〇、〇〇	同	二二五、〇〇	三三〇、〇〇

一、本表価格は税込みの価格である。

二、この統制額は一級のもの、統制額であつて、品質等が一級に及ばないものは二級とし、税抜一級の統制額の一割下げ又二級に及ばないものは三級とし、税抜一級統制額の二割下げとするが、課税物品については物品税を加算する。

三、本表における一級乃至三級のもの、額は鳥取縣價格査定委員會の定めた證紙を貼附したもの、額であつて、同證紙の貼附されていないものは税抜三級統制額の一割下げとする。

四、當該品種の最低規格に満たないもの、額は、當該品種の最低寸法又は容量のもの、税抜額を基準とし、等級を定めた寸法又は容量の比によつて算出した額とし、加税物品については物品税を加算する。

五、本表における一級乃至三級の價格査定は物價廳長官の定めた基準により鳥取縣價格査定委員會が行う。

六、本表の統制額の計算につき十錢にみだない端数は四捨五入する。

七、本表統制額は生産工場渡及び賣主店先渡價格とする。

八、本告示前に鳥取縣價格査定委員會の査定を受け同證紙の貼付されているものはその價格による。

九、本表中「かまど」については燃焼装置を施したものは五割上げとする。

三、統制額實施の日  
昭和二十二年七月八日

前項第二號に掲げる額は物價統制令第五條第三項の規定により、前項第一號に掲げる鳥取縣製陶工業協同組合の構成員以外の者が其の地區内においてなす同種の價格等の統制額とする。